

関係者各位

## 0.08%リドカイン含嗽液の処方オーダー方法について

令和6年1月に開催された薬事委員会において、口腔粘膜炎や抗がん剤・放射線治療による口腔炎・粘膜炎の口腔洗浄・除痛（以下、重症口内炎）に対し、リドカイン液（商品名:キシロカイン液「4%」）を含嗽薬として使用する場合には、リドカイン濃度として0.08%に希釈混合する指示を組み込んだセット処方からオーダー入力することが決定しましたのでお知らせ致します。

※ 運用開始日：令和6年1月26日（金）

※ 保存方法：遮光・室温保存、使用期限は調剤日から2週間

The screenshot shows a medical software interface with the following elements:

- Top Bar:** 処理(P) 編集 その他処理. Navigation tabs: 院内処方, 院外処方, 院内麻薬処方, 外来治療処方. 自動起動 checkbox.
- Medicine Selection (薬品):**
  - Categories: 内服, 外用, 自己注, 処方歴, ナレレジ.
  - Sub-categories: セット, セット修正, 菌科.
  - Selected item: 0.08%リドカイン含嗽液 (highlighted with a red box).
  - Location: 院外, 院内・入院.
- Usage (用法):** A large red arrow points from the selected medicine to the Rp table.
- Patient Information (患者情報):**
  - Insurance: 政府管本
  - Height: 180.0 cm, Measurement Date: 2023/02/20, Surface Area: 1.953 m<sup>2</sup>
  - Weight: 76.000 Kg, Measurement Date: 2023/02/20
- Prescription (Rp) Table:**

Rp	選択薬品	数量	単位
1	キシロカイン液「4%」	10	mL
	アズノールうがい液4% (1本5mL)	2	mL
	精製水 ← 院内・入院では注射用水	488	mL

精製水は注射用水または蒸留水での代替調剤可  
 混合  
 含嗽 1日5回、1回20mLうがい  
 口腔内の痛みを伴う炎症に対して含嗽薬として使用  
 薬の内容は医師から患者へ説明し、了承済み  
 遮光保存  
 室温保存  
 使用期限: 調剤日から2週間

## 《参考情報：セット処方作成に至った経緯について》

リドカイン液は、通常、表面麻酔剤として検査・処置・手術等で使用される処置薬（社会保険診療報酬支払基金における診査からの情報）であるが、重症口内炎に対しては、一定の効果が見込まれるため各医療機関で様々な形式で運用されており、病院薬局製剤事例集（日本病院薬剤師会監修）においても複数の処方例の記載がある。なお、濃度は各施設により異なるが、リドカイン塩酸塩濃度として0.08～0.16%としている例が多い。

しかしながら、添付文書の「重要な基本的注意」及び「その他の注意」の項には以下の記載がある。

- まれにショックあるいは中毒症状を起こすことがあるので、本剤の投与に際しては、十分な問診により患者の全身状態を把握するとともに、異常が認められた場合に直ちに救急処置のとれるよう、常時準備をしておくこと。
- 本剤の投与に際し、その副作用を完全に防止する方法はないが、ショックあるいは中毒症状をできるだけ避けるために、以下の点に留意すること。

- ・患者の全身状態の観察を十分に行うこと。
  - ・できるだけ薄い濃度のものを用いること。
  - ・麻酔部位に応じ、できるだけ必要最少量とすること。特に他のリドカイン製剤と併用する場合には、総リドカイン量を考慮し過量投与とならないよう注意すること。
  - ・気道内表面麻酔の場合には、吸収が速いので、できるだけ少量を使用すること。
  - ・外傷、びらん、潰瘍又は炎症部位への投与は吸収が速いので注意すること。
  - ・前投薬や術中に投与した鎮静薬、鎮痛薬等による呼吸抑制が発現することがあるので、これらの薬剤を使用する際は少量より投与し、必要に応じて追加投与することが望ましい。なお、高齢者、小児、全身状態が不良な患者、肥満者、呼吸器疾患を有する患者では特に注意し、異常が認められた際には、適切な処置を行うこと。
  - ・本剤の投与により、誤嚥・口腔内咬傷の危険性を増加させるおそれがあるので注意すること。
- 含嗽による表面麻酔において、粘膜からの吸収が速いことによる過量投与と考えられる症状を発現したとの報告がある。

以上の内容を踏まえ、薬事委員会にて協議を行った結果、重症口内炎に対して、リドカイン液4%を原液で含嗽に用いることは不可とするが、アズレンスルホン酸ナトリウム水和物を加えた上で精製水（精製水は蒸留水または注射用水にて代用可）にて希釈し、リドカイン塩酸塩濃度として0.08%に調製した液であれば含嗽に用いることを許可するとの結論を出した。

ただし、上述のごとくショックや中毒症状を起こす可能性があることと、外傷・びらん・潰瘍又は炎症部位への投与は吸収が速く、特に含嗽による表面麻酔時においては過量投与と考えられる症状発現の報告があるため、0.08%リドカイン含嗽液の処方に際しては、医師から患者及び患者家族に対して十分な説明を行った上で、患者及び患者家族が0.08%リドカイン含嗽液の処方方を了承した場合に限り、処方可とする。